

にじのきらめきなど新規設定36件、 4年産米の産地品種銘柄1,287に拡大

農水省は3月31日、農産物検査法に基づき農産物規格規程(産地品種銘柄)の一部を改正、官報告示した。令和4年産米に適用されるもので、新規設定36件(品種群除く。うるち31、酒造用5)、廃止3件(うるち3)[下表参照]。これに伴い、産地品種銘柄のトータルは1,287(うるち921、もち137、醸造用229)、前年産比33増となる。施行期日は令和4年4月30日。なお、品種数としては、うるち313、もち76、醸造用124の計513。

新品種の設定は▽うるち米＝はれわたり(青森)、ふくむすめ(福井)、岐系207号(岐阜)、あいちのころ(愛知)、亜細亜のかおり(滋賀)、とくだわら(福岡)▽醸造用米＝令和誉富士(静岡)、神龍錦(兵庫)の8品種。

また、中食・外食向けの多収・良食味米も人気で、最も多かったのは昨年に続いて「にじのきらめき」。栃木、静岡、愛知、三重、和歌山、岡山の6県で設定され、前年産までの設定を含めて13県に普及・拡大する。農研機構・中央農業研究センターが育成した多収品種で、高温耐性と耐倒伏性に優れ、縞葉枯病抵抗性を持つ。コシヒカリより、標肥栽培で15%、多肥栽培で30%ほど多く、食味もコシヒカリ並み。その他、大粒ダイヤが埼玉、三重、滋賀の3県で設定され、4県に拡大。つきあかりも茨城、島根の2県で設定され、15県に拡大する。

一方、廃止になったのは、むつほまれ(青森)、みどり豊(福島)、ゆめさやか(福島)。

令和4年産米の産地品種銘柄

	新規	廃止	銘柄数	前年差	名称変更	品種数
うるち	31	3	921	+28	0	313
もち	0	0	137	0	0	76
醸造用	5	0	229	+5	0	124
合計	36	3	1,287	+33	0	513

(注) 品種群は除く。

令和4年産銘柄の設定・廃止(令和4年3月31日公示、同4月30日施行)

<設定>			<廃止>		
うるち米	青森	はれわたり	うるち米	島根	つきあかり
	山形	ゆうだい21		岡山	にじのきらめき
	茨城	つきあかり		広島	いのちの壱
	栃木	縁結び、にじのきらめき		高知	たちはるか、とよめき
	埼玉	大粒ダイヤ		福岡	とくだわら
	福井	五百川、ふくむすめ		長崎	恋初めし
	岐阜	岐系207号		大分	なつほのか
	静岡	にじのきらめき		宮崎	ほしじるし
	愛知	あいちのころ、にじのきらめき		醸造用米	福島
	三重	大粒ダイヤ、にじのきらめき		神奈川	雄町
	滋賀	亜細亜のかおり、大粒ダイヤ、つくばSD1号		静岡	令和誉富士
	京都	きぬむすめ		兵庫	雄町、神龍錦
	大阪	恋の予感、てんたかく			
	和歌山	にじのきらめき	うるち米	青森	むつほまれ
	鳥取	あきだわら		福島	みどり豊、ゆめさやか

(注) 品種群は除く。

機械鑑定に合わせ、検査証明の様式変更(農水省)

農水省は3月30日、農産物検査法に基づく農産物規格規定の一部改正を官報告示した。機械鑑定向けの検査規格が同日施行されたことに合わせて、包装・票せん等の検査証明や検査証明書様式を変更するもので、これも同日施行された。別表(検査証明書の事例)のように、これまで「等級」と記載されていた欄が「等級又は品位の測定結果」に変更され、その下に機械鑑定の測定結果を記入する形となる。同様に、農産物検査法施行規則の規定に基づき、農政局等に提出する検査結果報告書についても機械鑑定の測定結果を記入する様式が追加されている。

機械鑑定向けの規格は①容積重 ②白未熟粒 ③水分 ④死米 ⑤胴割粒 ⑥砕粒 ⑦着色粒 ⑧異種穀粒 ⑨異物で構成され、うち①～⑦を機械(穀粒判別機・ブラウエル穀粒計/電気式穀粒・水分計)で測定する。

【改正前】

検査証明書		
何年産	種類	荷造り、包装及び左記の事項を証明する。 何 登録検査機関 及び 検査年月日
銘柄		
正味重量規格	何 kg 等級	

【改正後】

検査証明書		
何年産	種類	荷造り、包装及び左記の事項を証明する。 何 登録検査機関 及び 検査年月日
銘柄		
正味重量規格	何 kg 等級又は品位の測定結果	

原料原産地表示、4月から全ての加工食品で義務化(消費者庁)

4月1日から、全ての加工食品で原料原産地表示が義務付けられる。新たな食品表示基準(平成29年施行)の経過措置が3月31日に終了するため、米加工品についても表示が必要となる(酒類は米トシサ法に基づき表示されている場合は除外)。この新制度のもと、国産品を使った商品の需要が拡大するか注目される。同制度では、最も多く使われている原材料の産地を国名で重量順に表示する決まりとなっており、2番目以降の原材料についても自主的に表示することが望まれている。改正前は22食品群と4品目(米関係ではもち)のみに表示義務が課せられていたが、消費者がより商品を選択しやすくなるように、全加工食品を対象とするよう消費者庁が食品表示基準を改正した。国別の重量順表示が難しい場合は、「A国又はB国」といった「又は」表示や、「輸入」といった大括り表示も可能となっている。同庁が昨年7月に食品スーパーで実施した表示実態調査によると、原料原産地表示があったのは加工食品全体で77.2%(輸入品等を除く)だった。表示方法は下表の通り、国別重量順表示が9割を占める。

原料原産地表示がある商品の表示方法

表示方法	対象原材料	
	生鮮食品	加工食品
国別重量順表示	86.5%	93.1%
又は表示(可能性のある複数国を重量順に)	7.4%	2.3%
大括り表示(「輸入」など)	3.2%	2.3%
大括り表示+又は表示	2.8%	2.3%